

事業名	加美町脱炭素ライフ推進事業補助金
事業主体	加美町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	地球温暖化の防止や脱炭素意識の高揚・推進を図るため、住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池、木質バイオマスストーブ・ボイラー（薪ストーブ、ペレットストーブ等）の設置に対して補助金を交付します。
補助対象要件	個人 (1) 町内在住又は住所を有する見込みの方。 (2) 住居又は住居として使用予定のある町内の建物に、補助対象設備を新たに設置する方。 または、自身の居住を目的として、対象設備が設置された町内の建売住宅を購入する方。 (3) 町税に滞納がないこと。 (4) 過去に町から同様の補助金の交付を受けていない方。 事業者 ※木質バイオマスストーブ及びボイラーのみ (1) 町内に事業所を有する事業者。 (2) 町税に滞納がないこと。 (3) 過去に町から同様の補助金の交付を受けていない者。
補助金額等	住宅用太陽光発電システム 最大出力 (kW) × 20,000円 (端数切捨て) 定置用蓄電池 最大容量 (kWh) × 20,000円 (端数切捨て) 木質バイオマスストーブ・ボイラー 購入費用 (設置費等) × 1/3 (端数切捨て) ※設備毎 上限10万円
補助申請期間	各年度の4月1日から翌年の1月31日までの間 ※R7は7月14日から翌年1月30日までの間 ※予算の総額に達した時点で受付終了
その他	要綱で定めるところにより町長に申請
ホームページ	https://www.town.kami.miyagi.jp/kurashi_tetsuzuki_ijuu/takuchi_juukyo_bus/kakus_hujosei/4956.html
お問合せ先	加美町役場 町民課 ☎0229-63-3112

事業名	加美町ファミリー住ま居る（スマイル）住宅取得補助金
事業主体	加美町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	この事業は、加美町の人口減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う新婚世帯、子育て世帯及び新規転入者に対し、住宅取得等に要した経費の一部を補助します。
補助対象要件	<p>①新婚世帯 夫婦のいずれか一方が40歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯</p> <p>②子育て世帯 子ども（出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯</p> <p>③新規転入者 加美町外に3年以上居住した後、加美町に転入しようとする方又は転入後5年未満の方</p> <p>④Uターン世帯（増改築） 加美町出身者又はその配偶者が、加美町の住民基本台帳に過去5年以上記録されており、再転入前加美町外に3年以上居住した方で、令和3年4月1日以降に加美町にUターンし、親と同居する世帯。</p> <p>※上記以外にも要件があります。詳細はホームページをご確認ください。</p>
補助金額等	<p>【基本額】</p> <p>①新築住宅を取得した場合は30万円</p> <p>②中古住宅を取得した場合は15万円</p> <p>③Uターンに伴う増改築に要した経費（100万円以上の工事を対象とする）の1/3以内（上限50万円）</p> <p>【加算額】</p> <p>①新婚世帯又は子育て世帯が新築住宅を取得する場合は、30万円を加算。</p> <p>②新規転入者に該当する世帯が新築住宅を取得する場合は、20万円を加算。</p> <p>③町内建築業者に施工を依頼し新築又は増改築をした場合は、10万円を加算。</p> <p>④新婚世帯又は子育て世帯が中古住宅を取得する場合は、15万円を加算。</p> <p>⑤新規転入者に該当する世帯が中古住宅を取得する場合は、10万円を加算。</p> <p>⑥新築住宅の取得と併せて土地を取得した場合は、10万円を加算。</p> <p>⑦中古住宅の取得と併せて土地を取得した場合は、5万円を加算。</p>
補助申請期間	各年度の6月から受付開始 (予算の総額に達した時点で受付終了)
その他	補助金のご活用をお考えの方は事前にお問い合わせください。 詳細はホームページをご確認ください。

ホームページ	https://www.town.kami.miyagi.jp/soshikikarasagasu/hito_shigotosuishinka/takuchi_jukyo_bus/1/861.html
お問合せ先	加美町ひと・しごと推進課 移住定住推進係 ☎0229-63-5611